

石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。）等の影響による医療資源減少の抑制及び地域格差解消を図り、適切な医療体制を維持向上させるため、市内に病院又は診療所を新設する医師又は医療法人に対し、予算の範囲内において石巻市医療施設開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東部地区 次に掲げる地区をいう。
 - ア 湊、渡波、稲井、荻浜及び田代地区
 - イ 合併前の雄勝町、北上町、牡鹿町及び河北町大川の区域
- (2) 医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（公衆のために医業を行う場所に限る。）又は同条第2項に規定する診療所（公衆のために医業を行う場所に限る。）をいう。
- (3) 地域包括ケア 医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制をいう。
- (4) 親族 2親等以内の親族をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新たに医療施設を開設するための事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地の取得
- (2) 建物の新設、取得、改修又は拡張
- (3) 機器の購入

(補助対象地域)

第4条 補助の対象となる地域は、東部地区を対象とする。ただし、分娩施設を有する産婦人科及び産科又は小児科を標榜する医療施設若しくは主として在宅診療を行う医療施設を開設する場合にあっては、この限りでない。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれの条件にも該当する医師又は医療法人とする。

- (1) 積極的に医療活動を行い、地域医療及び地域包括ケアの推進に寄与する者であること。
- (2) 開設した医療施設を10年以上継続する見込みであること。

- (3) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項に規定する医療の診療を行う者であること。
- (4) 国、地方公共団体その他公的な機関から本補助金の交付対象経費と同様の経費について補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。
- (5) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第2号、第3号及び第4号の規定に該当しないこと。
- (6) 既存の医療施設を引き継ぎ新規開設する場合又は同一の医療施設内に新規開設する場合にあっては、親族以外の医師又は法人の代表者であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第3条に規定する補助事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、5,000万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医療施設を開設する日の30日前までに、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者が個人であるときは当該個人の住民票、法人であるときは当該法人の定款及び登記事項証明書
- (4) 当該医療施設において診療する医師の医師免許証の写し
- (5) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (6) 経費の見積書
- (7) 位置図
- (8) 土地を取得する場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び公図
- (9) 建物を新設、取得、改修又は拡張する場合にあっては、建物平面図及び立面図
- (10) 機器を購入する場合にあっては、購入理由書（カタログを含む。）
- (11) 第5条第6号に規定する事業にあっては、申請者との関係性を証する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を石巻市医療施設開設支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定に必要な条件を付することができる。

（変更の申請等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の内容に関し計画を変更し、又は廃止しようとするときは、石

巻市医療施設開設支援事業補助金変更（廃止）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更又は廃止の承認の可否を決定し、その結果を石巻市医療施設開設支援事業補助金変更（廃止）承認（却下）決定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する決定に必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日以内の日までに、石巻市医療施設開設支援事業補助金事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助事業に要した経費に係る支払を証する書類
- (4) 土地又は建物を取得した場合にあっては、当該土地又は建物の契約書の写し及び登記事項証明書
- (5) 建物を新設、改修又は拡張した場合にあっては、契約書の写し、工事内訳書及び竣工までの写真（改修又は拡張にあっては、施工前の写真を含む。）
- (6) 機器を購入した場合にあっては、契約書の写し又は納品書の写し、請求書の写し、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し及び納品完了の写真
- (7) 病院開設届出書又は診療所開設届出書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、その旨を石巻市医療施設開設支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 正当な理由がなく、開設予定日から6月以上医療施設の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、10年以内に連続1年以上医療施設を休止したとき。
- (3) 正当な理由がなく、10年以内に医療施設を廃止したとき。
- (4) 医師免許の取消し等により医療施設の業務を継続することができなくなったと

き。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、石巻市医療施設開設支援事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。この場合において、返還を求める額は月割りにより計算するものとし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後において善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該帳簿及び関係書類を補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供してはならない。

(処分の制限を受ける期間等)

第17条 前条の規定により取得財産等の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるものにあつてはその耐用年数又は10年のいずれか短い期間とする。

2 前条の規定により処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行うおとすときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(指導監督)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、必要な事項を指示し、又は物件の調査をすることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

石巻市医療施設開設支援事業補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所
氏 名

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所
在地、法人の名称及び代表者職氏名）

電話番号

石巻市医療施設開設支援事業補助金の交付を受けたいので、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の申請額

(1) 補助事業に要する経費 金 円

(2) 補助金申請額 金 円

3 補助事業の開始及び完了予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請者が個人であるときは当該個人の住民票、法人であるときは当該法人の定款及び登記事項証明書

(4) 当該医療施設において診療する医師の医師免許証の写し

(5) 誓約書兼同意書

(6) 経費の見積書

(7) 位置図

(8) 土地を取得する場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び公図

(9) 建物を新設、取得、改修又は拡張する場合にあつては、建物平面図及び立面図

(10) 機器を購入する場合にあつては、購入理由書（カタログを含む。）

(11) 第5条第6号に規定する事業にあつては、申請者との関係性を証する書類

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

誓約書兼同意書

石巻市長（あて）

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

私は、石巻市医療施設開設支援事業補助金の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

また、石巻市が私の個人情報を宮城県警察本部に提供し照会すること及び当該照会に関する回答として、関係する個人情報の提供を受けることについて同意します。

記

- 1 石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱の規定を遵守します。
- 2 積極的に医療活動を行い、地域医療及び地域包括ケアの推進に寄与します。
- 3 開設した医療施設を10年以上継続します。
- 4 国、地方公共団体その他公的な機関から本補助金の交付対象経費と同様の経費について補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていません。
- 5 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第2号、第3号及び第4号の規定に該当しません。

様式第3号（第8条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市医療施設開設支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった石巻市医療施設開設支援事業補助金交付申請について、下記のとおり交付することに決定したので、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

1 補助事業名

2 決定区分 交付 ・ 不交付
(不交付の場合は、その理由)

3 決定内容

- (1) 交付決定額 金 円
(2) 交付の条件

様式第4号（第9条関係）

石巻市医療施設開設支援事業補助金変更（廃止）申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者職氏名）

電話番号

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号により石巻市医療施設開設支援事業補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 補助事業変更後の経費等

(1) 変更前の補助事業に要する経費	金	円
(2) 変更後の補助事業に要する経費	金	円
(3) 変更後の補助金の増減額	金	円

3 補助金額

(1) 変更前の補助金交付決定額	金	円
(2) 変更後の補助金交付申請額	金	円

4 事業期間

(1) 変更前	年	月	日から	年	月	日まで
(2) 変更後	年	月	日から	年	月	日まで

5 変更理由

6 添付書類

様式第5号（第9条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市医療施設開設支援事業補助金変更（廃止）承認（却下）決定通知書

住 所
氏 名

年 月 日付けで変更（廃止）申請のあった石巻市医療施設開設支援事業補助金について、下記のとおり変更（廃止）を承認（却下）することに決定したので、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 承認の内容（又は却下理由）
- 2 承認後の補助金交付決定額 金 円

様式第6号（第10条関係）

石巻市医療施設開設支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

住 所

氏 名

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者職氏名）

電話番号

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定（ 年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で変更承認）のあった石巻市医療施設開設支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助事業に要した経費に係る支払を証する書類
- (4) 土地又は建物を取得した場合にあつては、当該土地又は建物の契約書の写し及び登記事項証明書
- (5) 建物を新設、改修又は拡張した場合にあつては、契約書の写し、工事内訳書及び竣工までの写真（改修又は拡張にあつては、施工前の写真を含む。）
- (6) 機器を購入した場合にあつては、契約書の写し又は納品書の写し、請求書の写し、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し及び納品完了の写真
- (7) 病院開設届出書又は診療所開設届出書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

石巻市医療施設開設支援事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

石巻市長



年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号をもって交付決定（ 年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で変更承認）した石巻市医療施設開設支援事業補助金について、 年 月 日付けで提出があった実績報告書等に基づき、下記のとおり補助金額を確定したので、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

石巻市医療施設開設支援事業補助金交付請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

請求者 住 所

氏 名

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあつた石巻市医療施設開設支援事業補助金について、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 請求額 金 円

3 振込先口座

振込先	金融機関名		本・支店名				
	預金種別		口座番号（右詰め）				
	普通 ・ 当座						
	フリガナ						
	口座名義						

※ 補助事業者が個人の場合は本人名義の口座、医療法人の場合は医療法人代表者の口座を記入してください。

4 添付書類

振込口座確認書類（口座名義及び口座番号が確認できる書類の写し）

様式第9号（第13条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市医療施設開設支援事業補助金交付決定取消通知書

団体名

代表者

様

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市医療施設開設支援事業補助金については、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり既交付決定額の（全部・一部）を取り消すことに決定したので通知します。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 交付決定取消額 金 円
- 3 取消しの理由

様式第10号（第14条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市医療施設開設支援事業補助金返還命令書

団体名

代表者

様

年 月 日付け 第 号をもって確定した石巻市医療施設開設支援事業補助金について、石巻市医療施設開設支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により補助金の返還を命じます。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付済額 金 円
- 3 返還請求額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還理由